

2008年7月15日
日 本 銀 行

商工組合中央金庫の本行に対する預け金の保有について

日本銀行は、本日開催した政策委員会・金融政策決定会合において、平成20年10月1日に商工組合中央金庫が株式会社に転換することとなっていることを踏まえ、通貨および金融の調節の円滑な実施を確保する観点から、商工組合中央金庫との間で、（別紙）に定める内容を骨子とする契約を締結することを決定しましたので、お知らせします。

以 上

<本件照会先>

企 画 局 藤田 (03-3277-2802)

(別紙)

商工組合中央金庫の本行に対する預け金の保有に関する契約要綱

1. 趣旨

契約の目的は、通貨および金融の調節の円滑な実施を確保することとする。

2. 商工組合中央金庫の本行に対する預け金の保有

商工組合中央金庫は、3. の規定により計算した所要預け金額以上の金額を、本行に対する預け金として保有する。

3. 所要預け金額の計算方法

商工組合中央金庫の所要預け金額は、商工組合中央金庫のその月中の毎日（当日が休日であるときは、その前日。以下同じ。）の終業時における、次に掲げる勘定（特別国際金融取引勘定において経理された預金を除く。）のそれぞれの残高および特別国際金融取引勘定からその他の勘定への資金の振替に係る金額の残高に、それぞれの勘定の残高および特別国際金融取引勘定からその他の勘定への資金の振替に係る金額の残高に係る預け金率を乗じて得た金額の合計額を、その月の日数で除して計算する。

- (1) 定期性預金（払戻しについて期限の定めがある預金で、その払戻期限が当該預金に係る契約を締結した日から起算して1月を経過した日以後に到来するもの（譲渡禁止の特約のないものを除く。）、譲渡性預金（払戻しについて期限の定めがある預金で、譲渡禁止の特約のないものをいう。）および定期積金であって、(3)、(4)および(6)に該当するもの以外のものをいう。）
- (2) その他の預金（定期性預金以外の預金であって、(3)、(5)および(6)に該当するもの以外のものをいう。）

(3) 非居住者外貨債務（商工組合中央金庫の非居住者に係る債務（保証に係るものを除く。）であって外国通貨で表示されるものをいう。）

(4) 居住者定期性外貨預金（商工組合中央金庫の居住者に係る預金であって外国通貨で表示されるもの（特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第76条第2項に基づくものを除く。）のうち、払戻しについて期限の定めがある預金で、その払戻期限が当該預金に係る契約を締結した日から起算して1月を経過した日以後に到来するものおよび定期積金をいう。）

(5) その他の居住者外貨預金（商工組合中央金庫の居住者に係る預金であって外国通貨で表示されるもの（特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第76条第2項に基づくものを除く。）のうち、(4)以外のものをいう。）

(6) 非居住者円勘定に係る債務（非居住者の商工組合中央金庫に対する本邦通貨をもって表示される勘定に係る預金その他の債務をいう。）

4. 預け金率の設定または変更

3. に規定する預け金率は、本行が別紙に従って設定または変更し、商工組合中央金庫に通知する。

5. 本行に対する預け金の額の計算方法

商工組合中央金庫の2. に規定する本行に対する預け金の額は、その月の16日から翌月の15日までの間の毎日の終業時における商工組合中央金庫に係る本行の預り金の残高の合計額を、当該期間の日数で除して計算する。

6. 本行に対する預け金の額が不足する場合の措置

5. の規定により計算した商工組合中央金庫の本行に対する預け金の額が3. の規定により計算した所要預け金額に達しない場合には、商工組合中央金庫は、その不足額について、当該所要預け金額の計算の基礎となった月の日数に応じ、その月の末日における基準割引率に年3.75パーセントを加えた率により計算した金額を、その月の翌々月

の15日（当日が休日であるときは、その前日。）までに、本行に支払う。

7. 本行に対する報告書の提出

商工組合中央金庫は、毎月分の定期性預金、その他の預金、非居住者外貨債務、居住者定期性外貨預金、その他の居住者外貨預金、非居住者円勘定に係る債務および特別国際金融取引勘定からその他の勘定への資金の振替に係る金額ならびに本行に対する預け金の状況に関する報告書を、翌月末日（当日が休日であるときは、その前日。）までに、本行に提出する。

8. 契約の変更

本行または商工組合中央金庫のいずれか一方が、この契約の変更の必要を認め、相手方に対し協議を申入れた場合には、双方協議するものとする。

(附則)

1. 平成20年10月1日から契約の効力を生じさせる。
2. 平成20年10月1日から平成20年10月15日までの間における商工組合中央金庫の本行に対する預け金の保有についての上記2.、3.、5. および6. に関する事項については、これらの規定に準じて取扱う。

商工組合中央金庫に適用する預け金率の計算方法

1. 定期性預金およびその他の預金のそれぞれの残高に係る預け金率

- (1) 定期性預金およびその他の預金のそれぞれの残高に係る預け金率は、準備預金制度が適用される信用金庫（以下「準備預金対象信用金庫」という。）における定期性預金およびその他の預金のそれぞれの残高に係る直近1年間の平均実効準備率とする。

定期性預金およびその他の預金のそれぞれの残高に係る直近1年間の平均実効準備率は、準備預金対象信用金庫における月毎の定期性預金およびその他の預金のそれぞれの残高に係る法定準備預金額を当該定期性預金およびその他の預金のそれぞれの残高で除して得た率（パーセント単位で小数点第2位未満は四捨五入）の合計を12で除して計算する（パーセント単位で小数点第2位未満は四捨五入）。

- (2) 定期性預金およびその他の預金のそれぞれの残高に係る預け金率は、年1回の頻度で変更する。

- (3) (1)の定めにかかわらず、(2)の変更に際して、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める率を変更後の預け金率とする。

イ、(1)に規定する方法により計算した預け金率が変更前の預け金率より0.1パーセント以上増加する場合

変更前の預け金率に0.1パーセントを加えた率

ロ、(1)に規定する方法により計算した預け金率が変更前の預け金率より0.1パーセント以上減少する場合

変更前の預け金率から0.1パーセントを減じた率

2. 非居住者外貨債務、居住者定期性外貨預金、その他の居住者外貨預金、非居住者円勘定に係る債務および特別国際金融取引勘定からその他の勘定への資金の振替に係る金額のそれぞれの残高に係る預け金率

非居住者外貨債務、居住者定期性外貨預金、その他の居住者外貨預金、非居住者円勘定に係る債務および特別国際金融取引勘定からその他の勘定への資金の振替に係る金額のそれぞれの残高に係る預け金率は、準備預金制度における非居住者外貨債務、居住者外貨預金のうち定期性預金、居住者外貨預金のうちその他の預金、非居住者円勘定に係る債務および特別国際金融取引勘定からその他の勘定への資金の振替に係る金額のそれぞれの残高に係る準備率とする。

3. 準備率変更時の取扱い

準備率の変更が行われた場合の預け金率の取扱いについては、本行および商工組合中央金庫との間において協議するものとする。